



MONTHLY

「今」が分かる情報をお届けしている広報誌



5月

2019



住民税が最も高い&安い自治体(市&区)はどこ?

【2019年版ランキング】



市民税・県民税は個人住民税とも呼ばれ、一定の税額を負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割から構成されており、税額は前年1月から12月までの個人の所得をもとに計算されます。

静岡市の市民税には超過課税はないので、税率は標準税率の均等割1,500円、所得割6%となります。

また、静岡県では森林(もり)づくり県民税があって均等割が400円の増税となっていて均等割が3,900円、所得割が4%となっています。

静岡県民税と静岡市民税を合計すると均等割が5,400円、所得割が10%となって、年収400万円の場合の住民税は179,012円となっています。

また、浜松市・沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・島田市・富士市・磐田市・焼津市などの住民税も静岡市と同額となっています。

順位	自治体	均等割	所得割	税額
1位	夕張市	5,500円	10.5%	187,917円
2位	豊岡市	5,800円	10.1%	181,173円
3位	横浜市	6,200円	10.025%	180,252円
4位	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市など	6,200円	10%	179,812円
5位	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市など	6,000円	10%	179,612円
6位	神戸市、秋田市、能代市、横手市、大館市など	5,800円	10%	179,412円
7位	川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市など	5,300円	10.025%	179,352円
8位	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市など	5,700円	10%	179,312円
9位	岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市など	5,500円	10%	179,112円
10位	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市など	5,400円	10%	179,012円
11位	札幌市、さいたま市、千葉市、新潟市、京都市など	5,000円	10%	178,612円
12位	名古屋市	5,300円	9.7%	173,628円

最も高い夕張市で187,917円、最も安い名古屋市で173,628円なので、自治体によっては14,289円の差があるという結果になりました。また最近ではふるさと納税等による住民税の控除もありますね。

5~6月に「住民税決定通知書」が届きますので、その通知で控除額を確認してみてください。

暦de来福

5月は端午の節句 & 八十八夜 & more...

【立夏】は春分と夏至のちょうど間に位置する節気です。

2019年は5月6日~5月20日で、【立夏】は暦の上での夏の始まりを意味します。花などもこの時期に開花するものが多く、お花畑に多くの人が集まりますね。

日も長く日差しも強く夏の気が立ち始めるので【立夏】と言われます。

ろうこくなくきゅういんいず おうかしょうず

【蝮蛸鳴蚯蚓出王瓜生】と言われるように、「おけら」などの虫類が陽気によるこび鳴きはじめ

「みみず」も地上に出て「からすうり」が生い茂り出す頃です。

出典: 歓喜宝暦 神霊館 榎本書店



KONOIKEは土地・資産の活用を 様々な方法でサポートします

マンションだけじゃない！

土地・資産活用には様々な方法があります

土地や資産の活用方法は一つだけではありません。
これまでKONOIKEが手がけてきた事例はマンション建築・
管理、店舗、農地の活用までじつにさまざまです。

選べる土地の活用法

代表的な土地の活用法として
「建て貸し」と「事業用借地」をご紹介します。

建て貸し

土地オーナー様が店舗など借り主の希望する仕様の建物を建てて
土地と建物をセットにして賃貸する方法です。

事業用借地

事業のみに利用できる借地のことで、10～50年の存続期間があります。
契約満了時には更地にして土地オーナー様に返却されます。

詳しくは、担当者までお気軽にご相談ください。



セミナーのご報告



4/20に(土)平成最後のセミナーを
一社)しずおか民事信託推進協会主催、
KONOIKE Co.(株)協賛で開催いたしました。
実際にご自分で計算機を使って、
相続税を計算してみて、いかがでした
でしょうか？
たくさんの方々にご来場いただき
本当にありがとうございました。



しずおかFPサービス column

国税庁の資料では、相続財産のうち土地が36.5%を占めています。
近年の株高の影響で割合は少し下がっていますが、相続財産のなかで
いちばん多いのは土地です。

つまり、多くの方にとって土地がどのように評価されるかによって相続税額が
大きく変わることになります。

しかし、土地はさまざまな形で立地も異なることや評価額の調整に
専門的な知識が必要なことから相続税評価額の計算は難しいものになります。

一般には間口が狭い、奥行きが長い、高低差のある土地などは評価額が
下がり、角地や正面、裏面ともに道路に接している土地などの評価額が
上がります。

所有されている資産の中で特に土地をお持ちの方は、
相続に強い税理士などの専門家に相続税の試算をしてもらうことを
おすすめします。

参考：平成29年分の相続税の申告状況について（国税庁 平成30年12月）

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

<input type="checkbox"/> 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
<input type="checkbox"/> 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
<input type="checkbox"/> 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
<input type="checkbox"/> 掛川支店	〒437-0039	袋井市・愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
<input type="checkbox"/> リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>